

平成 23 年 8 月 24 日  
福祉部 高齢社会対策課

## 特別養護老人ホーム入所基準について

練馬区の隣接区市および特別区(23区)のうち、特別養護老人ホーム入所にかかる基準について当該区市ホームページ上で公開済の区市を対象に、入所基準の比較調査を実施した。

区市	身体状況・要介護度	認知症	介護者の状況	介護期間等	住宅の状況	在宅サービス利用状況	区内居住期間	本人の年齢加算	入院・入所
練馬区	○	○	○		○				
中野区	○		○		○				
杉並区	○		○		○				
豊島区	○		○		○				
板橋区	○	○	○		○	○	○		
千代田区	○	○	○	○			○	○	
申請年からの待機年数1年につき、1Pずつ加算する(上限5P)									
文京区	○	○	○		○	○	○	○	
大田区	○	○	○		○	○			
北区	○		○	○				○	
継続して、要介護1以上の期間1年以上…5点、2年以上…10点									
荒川区	○	○	○	○		○		○	
要介護1になってから2年以上5年未満…3点、5年以上…5点									
葛飾区	○		○	○	○		○		○
要介護の認定を受けてから、引き続き1年以上である…1点									
武蔵野市	○	○	○		○	○			○
三鷹市	○	○	○		○				
西東京市	○	○	○		○				

※練馬区ほか、網掛け表示の自治体については、参考に各区の入所基準を添付した。

# 練馬区

## 練馬区特別養護老人ホーム入所基準

入所順位決定基準項目		指数
<b>1 要介護度</b>		
要介護 5		5 点
要介護 4		4 点
要介護 3		3 点
要介護 2		2 点
要介護 1		1 点
認知症などによる問題行動がある	1 つ	1 点加点
	2 つ以上	2 点加点
<b>2 世帯状況（介護者の状況）</b>		
(1) 介護者がいない		5 点
(2) 介護者が病気（難病）・障害・要介護 1 以上		4 点
(3) 複数者の介護をしている		3 点
(4) 介護者が病弱・高齢・要支援		2 点
(5) 介護者が就労・育児中		2 点
(6) 問題なし		0 点
上記(2)から(6)の場合で、手伝う人がいない		1 点加点
<b>3 住宅の状況</b>		
住宅がない、住宅に介護上の問題があるなど		1 点
同点順位が発生した場合の取り扱い		
性別・認知症対応居室の有無・申込日など		

下表の 1 から 3 の合計で順位を決定する。

## 板橋区特別養護老人ホーム入所基準

指 標		項 目	点数
1 本人の身体状況	35	要介護1・・・5 要介護4・・・20	5
		①要介護度 要介護2・・・10 要介護5・・・25	
		要介護3・・・15	25
		②認知症による行動障がい 「徘徊・大声や奇声・不潔行為・暴力や自傷行為・異食・その他」	10
2 介護者の状況	25	①介護者がいない（ひとり暮らし）	25
		②介護者に障がい等（注1）がある、または要介護認定を受けている	20
		③介護者が複数（両親など）を介護している	20
		④介護者が高齢（70歳以上）、または未成年である	15
		⑤介護者はいるが、問題がある（就業中、病弱）	10
		⑥介護者がいて特に問題ない	5
3 在宅サービス 利用状況	5	①利用している・・・5 ②利用していない・・・0	5
4 住宅介護環境	15	①住宅がない・立ち退きを迫られている	15
		②住宅が介護上問題がある	10
		③住宅に介護上の問題はない	5
5 居住期間（注2）	5	申請時の区内居住期間 ①3年以上・・・5 ②3年未満・・・0	5
合 計	85		

注1 障がい等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特殊疾病等の医療証の所持者

注2 板橋養護老人ホームに板橋区以外の自治体から入所措置された方は対象から除く

待機者名簿順位の評価基準

評価項目	要介護度ポイント	介護度5	25	要介護認定の結果をポイント化する	Max 25	
		介護度4				
		介護度3				15
		介護度2				5
		介護度1				3
	認知症ポイント	IV 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	20	認知症ポイントは、申請時における介護保険主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度」に基づき配点する。但し、意見書上に記載もれがある場合、または主治医から意見書の公開同意がない場合は、認定調査票により、配点する。	Max 30	
		III 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする				
		II 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる				15
		I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している				5
		M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする				10
	認知症加算ポイント	「認知症の周辺症状」	2~10	加算ポイントは、介護保険主治医意見書の「認知症の周辺症状」または認定調査票の「問題行動」欄のチェック項目の多い方を採用し、チェック項目1つにつき、2Pずつ加算する(上限10P)		
	介護困難ポイント	実態としてひとり暮らしであり、介護できる人がいない	20		Max 20	
		介護をしている人に、介護をするのに困難と考えられる状況がある	10	①介護している人が75歳以上		
			15	②介護している人が要介護度1以上		
				③介護している人が「心身障害者手帳」1~4級を所持		
④介護している人が「精神障害者保健福祉手帳」1~3級を所持						
⑤介護している人が「愛の手帳」1~4度を所持						
⑥その他、上記③~⑤に準ずる証明がある						
介護をしている人に、生活に支障をきたす可能性が考えられる状況		10	⑦介護している人が就労している			
		15	⑧介護している人に小学生以下の子供がいる			
	⑨介護している人が申請者以外の要介護者を介護している					
継続居住ポイント	30年以上	15	住民登録期間に応じて配点する	Max 15		
	10年以上30年未満	10				
	3年以上10年未満	5				
	0~3年未満	0				
加算	待機加算ポイント	申請年からの待機期間(上限5P)	1~5	申請年からの待機年数1年につき、1Pずつ加算する(上限5P)	Max 10	
		申請当該年内	0			
	年齢加算ポイント	85歳以上の方(上限5P)	1~5	申請者の年齢に応じて加算を行う		

## 入所調整の基準

平成20年11月入所調整委員会にて改定

入所調整基準項目	ポイント	説 明
<b>1、要介護度</b>	<b>50</b>	
①要介護度1	10	
②要介護度2	20	
③要介護度3	40	
④要介護度4	46	
⑤要介護度5	50	
<b>2、年齢</b>	<b>5</b>	
①80歳以上	5	基準日の年齢とする
<b>3、介護者の状況</b>	<b>25</b>	複数の場合は、最高25ポイント配点する
①介護者がいない	25	①介護者が要介護度1以上も含める
②介護者が高齢者又は未成年の方	20	②基準日に70歳以上、あるいは、20歳未満の方
③介護者に障害がある方	20	③各種障害手帳所持者または、介護者が要支援を含める
④複数の人を介護	20	④特養入所者は除く
⑤介護者が病弱な方	15	⑤慢性疾患、筋骨格系疾患、悪性新生物および精神疾患で病院通院中の方
⑥介護者が就業中の方	15	⑥求職中も含む
<b>4、介護期間</b>	<b>10</b>	
①2年以上	10	継続して、要介護度1以上の期間をさす
②1年以上	5	
<b>5、その他特別な事情</b>	<b>25</b>	「徘徊」「大声」「異食」「介護拒否」「暴力」「被害妄想」「昼夜逆転」「その他」は、
本人の事情	20	1項目2.5点
介護者の事情	5	「暴力」「無視」「抑制」は、どれかひとつにチェックがあれば5ポイント配点する
<b>合計ポイント</b>	<b>115</b>	

※ポイントが同点の場合は、①要介護度②年齢(生年月日)順の順位づけを行う。

荒川区特別養護老人ホーム入所調整基準

項目	配点基準	説明	配点数	
要介護度 (30点)	要介護 1	(認知症による問題行動有の場合+2点)	5 (7)	
	要介護 2	(認知症による問題行動有の場合+2点)	10 (12)	
	要介護 3	(認知症による問題行動有の場合+2点)	20 (22)	
	要介護 4	(認知症による問題行動有の場合+2点)	25 (27)	
	要介護 5		30	
在宅での介護者の状況(施設等入所中の方は、在宅に戻った場合の主たる介護者の状況で選択) (33点)	主たる介護者なし		本人の身の回りの世話や見守りをする親族(配偶者・子等)がいない	33
	主たる介護者あり	介護困難	難病か障害がある、または要介護である	25
			他にも障害者や高齢者を常時介護している	23
			高齢者である(75歳以上)	20
			持病のため定期的に通院している	20
	その他	介護者が就労(週30時間以上)しているか、就学前の子を養育している	15	
		介護のために仕事を続けられなくなった	7	
		具体的な理由有	5	
		主たる介護者が別居している	荒川区外に在住(+5点)	5
	主たる介護者を援助する方	いない場合(+3点)	3	
本人の年齢 (5点)	90歳以上	入所調整基準日(10月1日・4月1日)で判断し加点	5	
	80歳以上90歳未満	入所調整基準日(10月1日・4月1日)で判断し加点	2	
在宅介護の期間(要介護1になってからで、施設入所期間を除く) (5点)	5年以上		5	
	2年以上5年未満		3	
サービス利用 (7点)	訪問介護・デイサービス・通所リハビリ・ショートステイ・夜間対応型訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ		1項目1点 (最高4点)	
	訪問介護週4回以上 ・デイサービス週3回以上 ・小規模多機能型居宅介護		最高3点	
	最高点合計		80点	
2次判定	(区)		最高10点	
	(施設)		最高10点	
	合計		最高100点	

## 優先入所基準

基準とすべき項目	内容・配点		
要介護度(a) ※いずれか一つを選択	要介護5	5点	
	要介護4	4点	
	要介護3	3点	
	要介護2	2点	
	要介護1	1点	
区民歴(b)	葛飾区民となって5年以上である。	1点	
※在宅で介護を受けている方のみ加点(c)	同居者の有無	同居者がいない。	1点
	在宅での生活歴	要介護の認定を受けてから、引き続き1年以上である。	1点
※入院又は入所されている方のみ加点(c)	入院・入所期間	入院・入所をして引き続き1年以上である。	1点
介護者の状況(d) [在宅で介護を受けている方] 主に介護をしている方についてお答えください。  [入院又は入所されている方] 在宅に戻られた際、主に介護をなさる方についてお答えください。  ※一番点数が高いものを選択	介護者は、介護サービス事業者のみである。	6点	
	介護者は、病気(注1)や障害等(注2)があるため介護できない。	6点	
	介護者は、1人で2人以上の障害等(注1)がある方を介護している。	5点	
	介護者は、75歳以上である。	5点	
	介護者は、65歳以上である。	4点	
	介護者は、中学校入学前の子どもを育児中である。	4点	
	介護者は、就労(週20時間以上)している。	4点	
お住まいの状況(e) ※一番点数が高いものを選択	<input type="checkbox"/> 住居や施設から立ち退きを迫られている。 <input type="checkbox"/> 住居はあるが、住める状態ではない。 <input type="checkbox"/> 入院・入所中であるが、戻る家がない。	2点	
	介護上の問題から住宅改修が必要だが、できない。 <input type="checkbox"/> 家主からの承諾が得られない。 <input type="checkbox"/> 敷地が狭小等のため改修できない。 <input type="checkbox"/> 部屋又は家が2階以上(1階が店舗・マンション等のため)エレベーター等の昇降手段がない。 <input type="checkbox"/> 経済的理由で改修できない。	1点	

(注1)「病気」とは、長期の入院中であるか、進行性・慢性疾患のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

(注2)「障害等」とは、要支援・要介護の認定を受けている場合、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。(介護保険証、手帳、医療証のコピーを添付してください。)